

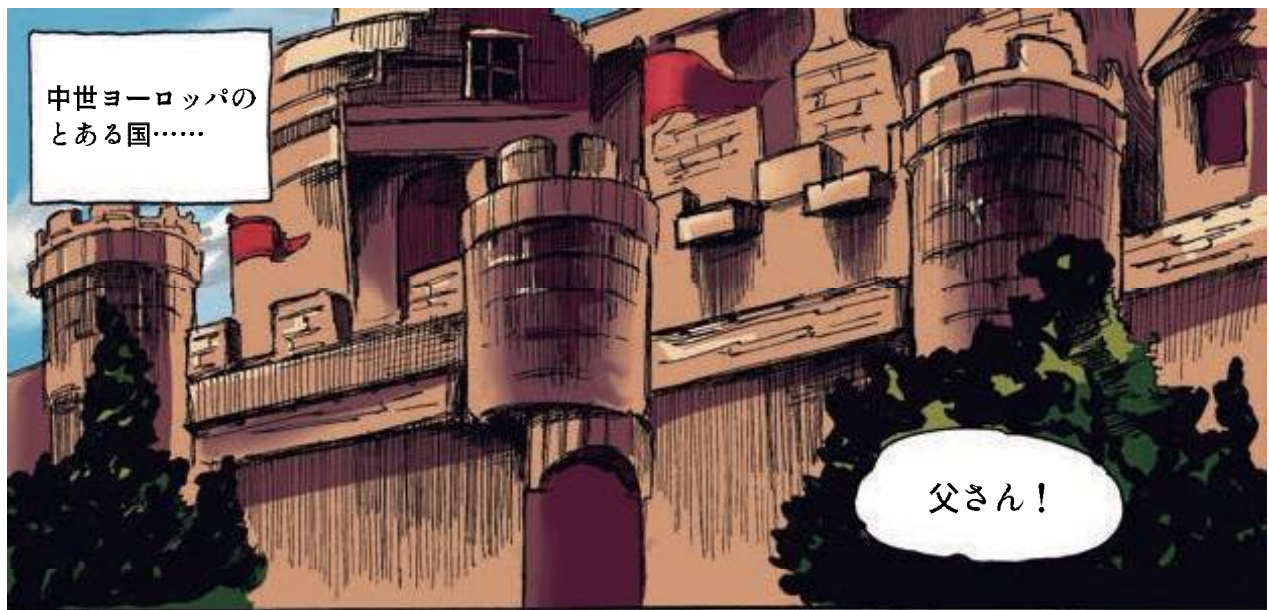
まんがで
わかる！

中世ヨーロッパの
王さまと学ぼう

就学支援金と 奨学のための給付金



企画・協力 大阪府教育庁
ストーリー・絵 洲崎 由真



実は、まったく
生徒が集まって
いないのです！



理由は
わかって
いるのか？



はい、聞いて
きました

国の農民に
インタビュー

庶民の学校？



授業料が高くて
払えないわよ！
税金でいっぱい
いっぱいだわ



なるほど……

というこ
とらしいです





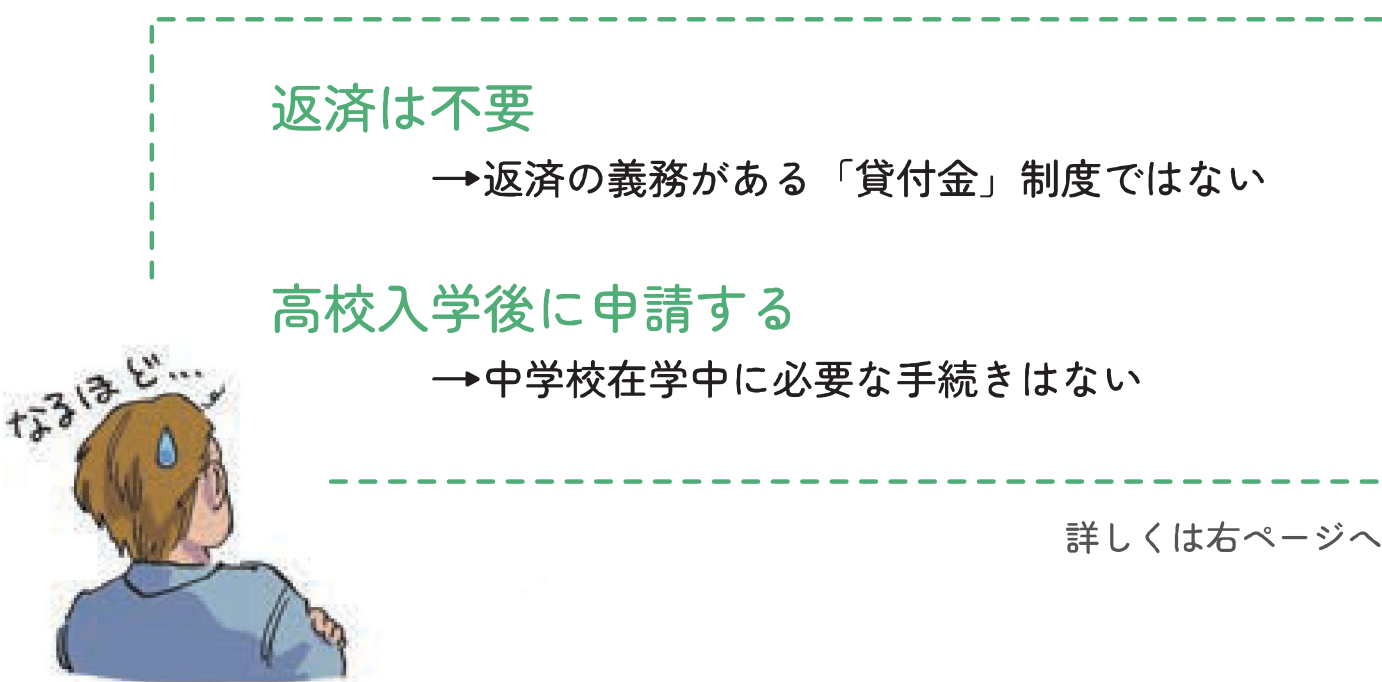








反対に、こんな共通点も……



Q1 就学支援金と奨学のための給付金は何が違うの？

A

全く別の制度なので、
いろいろ違う！

高等学校等就学支援金

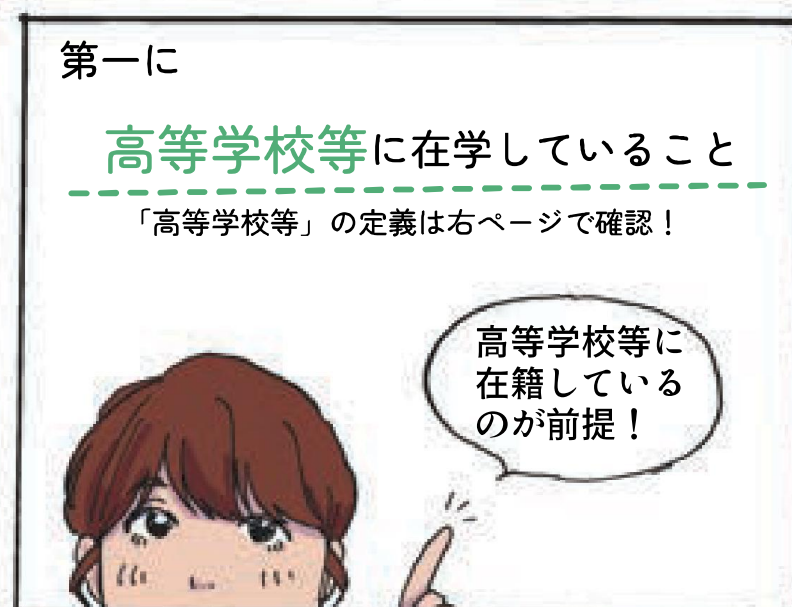
↓
高校の授業料を
無償にするための制度

奨学のための給付金

↓
高校の授業料以外の
教育費を負担する
ための制度

〈その他の主な違い〉

	高等学校等就学支援金	奨学のための給付金
制度の所得要件	年収めやす910万円未満	生活保護受給世帯または 住民税所得割額が非課税の世帯
申請できる人	生徒または保護者等	保護者等
申請先	在学する学校を通じて、 その学校が所在する都道府県の 教育委員会に申請	保護者等が居住する 都道府県の教育委員会に申請
申請方法	オンライン申請または 紙の申請書での申請	紙の申請書での申請



以下のいずれかにあてはまる人は
支給対象外

- 日本国内に住所を有しない生徒
- 高等学校等を卒業または修了した人
- 高等学校等に在学した期間が通算で36月を超える人
- 保護者等が所得制限に該当する人

これは全日制の場合！
詳しいことは右ページを！



Q2 就学支援金は、 どんな人がもらえる？

A

支給対象になる人は、
次のとおりです！

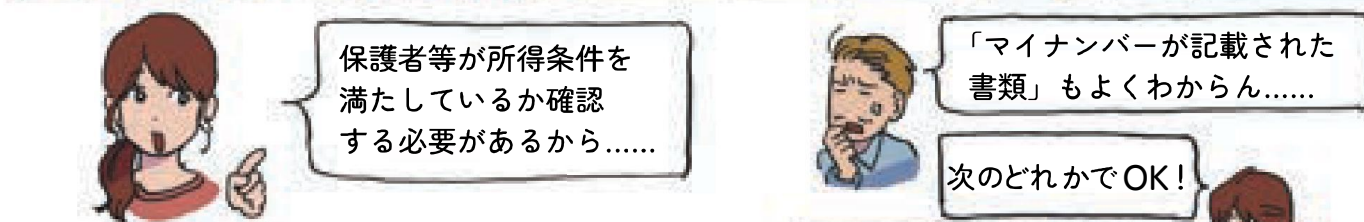
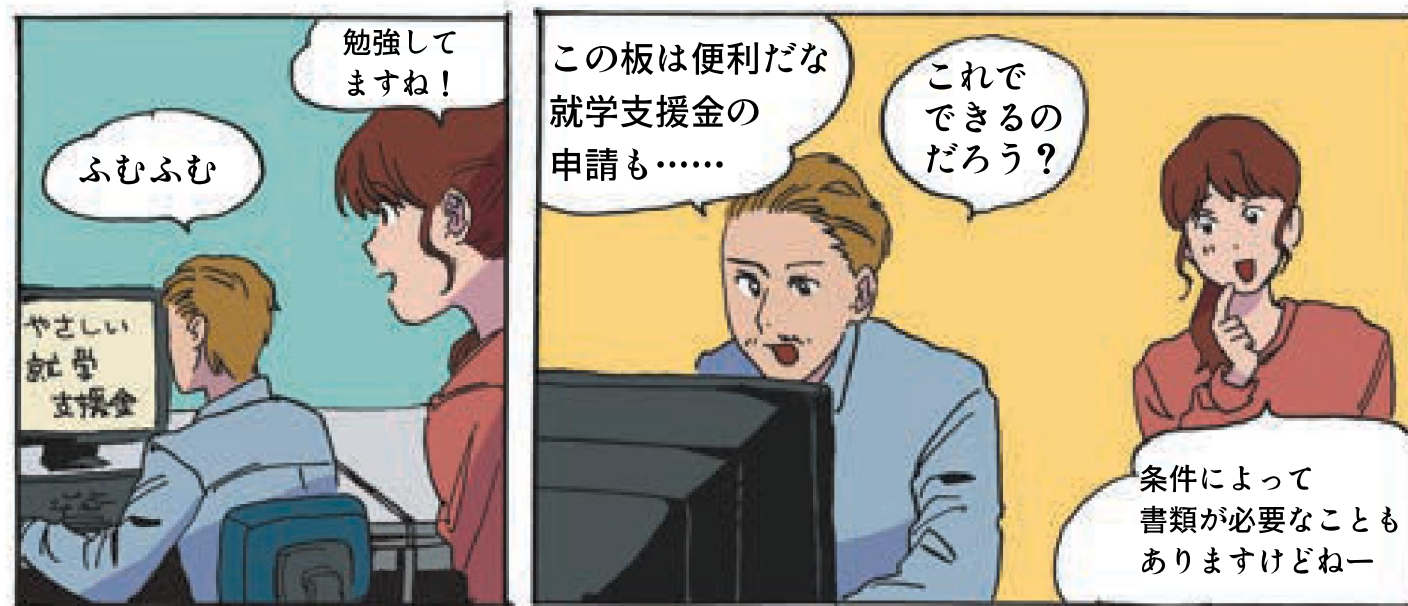
高等学校等に在学している人

高等学校、中等教育学校の後期課程（4～6年）、
高等専門学校（1～3年）、特別支援学校の高等部、
専修学校高等課程等

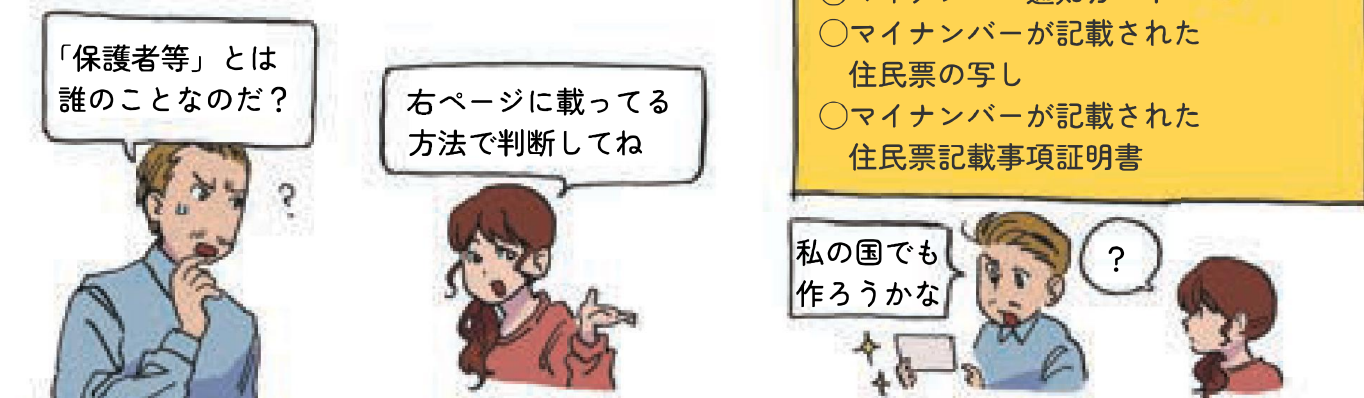
高等学校等に在学した期間が通算して**36月**を超える人
（定時制または通信制の課程の場合は通算**48月**を超える人）
は、**支給対象外**！

過去の学校での在学期間と通算するときは、以下の表を参考にしてください。

現在 在学する学校	過去に在学 した学校	定時制の課程 通信制の課程
	全日制の課程	
全日制の課程	過去の学校の在学期間 ＋ 現在の学校の在学期間	過去の学校の在学期間 × 3 / 4 ＋ 現在の学校の在学期間
定時制の課程 通信制の課程	過去の学校の在学期間 × 4 / 3 ＋ 現在の学校の在学期間	現在の学校の在学期間 ＋ 過去の学校の在学期間



マイナンバーが記載された書類が必要！



オンラインでの 申請		紙での申請
いない	申請書	いる
原則いない	マイナンバーが 記載された書類	いる

詳しくは右ページ



Q3 就学支援金の申請は、 何が必要なの？

A

生徒の「保護者等」のマイナンバーが
わかる書類が必要です！

「保護者等」とは？ 次の順で判断！

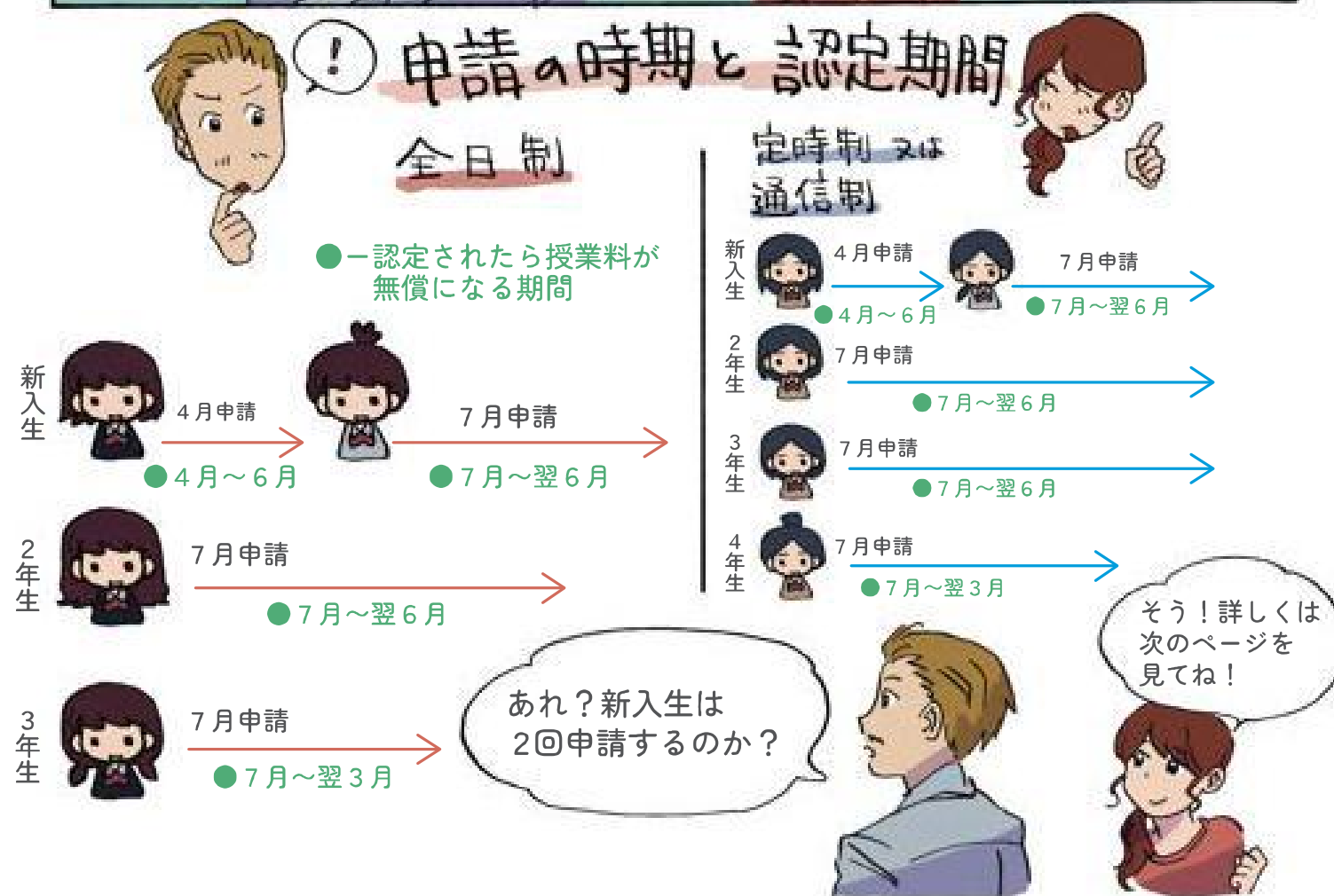
- ①生徒に親権者がいる場合
→その親権者
- ②生徒に親権者がいない場合
→未成年後見人
- ③上記の①②がおらず、生徒が主として
他の方の収入により生計を維持している場合
→その方（主たる生計維持者）
- ④上記の①②③がいない場合
→生徒本人

判断に迷うときは、学校事務室へ！

〈提出が必要な書類〉

- オンライン申請で、「システム外で個人番号カードの写し等を提出する」
方法を選択した場合のみ、マイナンバーが記載された書類が必要。
- 「保護者等」が「主たる生計維持者」の場合のみ
健康保険証の写しや扶養契約書が必要。
- 現在の高校に在学する以前に高等学校等に在学したことがある場合のみ、
受給資格消滅通知書の提出が必要。

※ 手元にない場合は、転入後の学校の事務室にそのことを連絡！



Q4 「就学支援金」の手続きは入学後に一回だけでいいの？

A

入学から卒業までの間に、
全日制の課程なら4回、
定時制または通信制の課程
なら5回申請が必要！

新入生が4月と7月の2回申請するのはどうして？

就学支援金の所得要件の審査は、
保護者等の住民税の情報で行うため！

住民税はお住まいの市町村が、毎年7月までに前年の収入に基づき新しい年の税額を決定しています。新入生が入学した4月時点では、まだ新しい年の税額が決定していないので、1年前に決定された古い税額情報で審査することになります。

そのため新入生の4月申請が認められた場合には4月分から6月分までの授業料が無償になります。

その後7月分以降も引き続き授業料を無償にするためには、毎年7月末までに申請をして新しい年の税額で審査・支給決定を受ける必要があります。



申請した日が含まれる月が
支給開始の月

その月から授業料無償

やむを得ない場合のとき

- 被災
- 長期にわたる病欠
- 保護者等の病気、仕事の都合 etc.....

いろいろ理由があるよね



Q5 勘違いで申請してない！
今から受け付けてもらえる？

A

申請は受け付けられるが、申請した月からしか授業料は無償にならない

申請した日が含まれる月が支給開始の月になり、その月から授業料が無償になる制度です。

「やむを得ない理由」がある場合

- 被災
- 長期にわたる病欠
- 保護者等の税の更正
- 保護者等の病気や仕事の都合
- DV(ドメスティックバイオレンス)、養育放棄 など

「やむを得ない理由」がなくなってから15日以内に申請すれば実際に申請した日ではなく、遡って審査・認定することがあります。

申請していないことに気づいたら
まずは**学校の事務室**へ！
まだ確認作業中かもしれません



Q6 審査の結果通知が来たけど、この後どうなるの？

A 結果により7月の申請が異なる。
認定されても、現金の支給はない。

審査の結果通知は、概ね次の3種類！

受給資格認定
及び支給決定
継続支給決定

受給資格が認められました。
○月分から○月分まで、
就学支援金が支給されます。
→次の7月は「**収入状況の届出**」

受給資格
不認定
(却下)

所得基準額の超過や、提出書類の不備により、申請を却下します。
(授業料は無償にならない)

受給資格
消滅

所得基準額を超過しているため、
7月から受給資格が消滅します。
(授業料は無償にならない)
→7月は「**受給資格認定申請**」

大阪府から国に対して認定された人の分の授業料を請求するため、認定された人に直接お金が振り込まれることはありません。4月にお金を振り込んだ覚えがある、という人、それは授業料以外の学校諸費(修学旅行の積立金や生徒会費など)かも？



Q7 転校する際に就学支援金が認定されていたら、何をすべき？

A

生徒の在学状況に変更があった場合、次のような手続きが必要。

在学状況の変更内容 手続きをする人等	転学 (他校に転校)	退学 (学校を辞める)	休学 (3ヶ月以上休む)	留学 (海外の学校へ)
生徒 保護者等	不要	不要	「支給停止の申出」を オンライン申請 又は 「支給停止申出書」を 紙で学校に提出	不要
生徒が 在学する学校	生徒異動報告を 大阪府教育庁に提出		生徒・保護者等から 「支給停止の申出」 又は 「支給停止申出書」 ＋ 生徒異動報告を 大阪府教育庁に提出	生徒異動報告を 大阪府教育庁に 提出
大阪府教育庁	受給資格消滅通知書を発行		就学支援金の 支給停止通知書を 発行	通知書等の 発行はなし
その他 留意事項	転学先(退学の場合は再入学先)の 学校で就学支援金の申請をする ときは転(退)学の際に発行された 「受給資格消滅通知書」を提出		「復学」したときは 「支給再開の申出」を オンライン申請 又は 「支給再開申出書」を 紙で学校に提出	「留学」中も 就学支援金の 継続認定申請は 必要

※受給資格消滅通知書、支給停止通知書は学校を通じて生徒・保護者さんにお渡しします

府立高校から別の府立高校への「転学」、同じ府立高校の全日制の課程から定時制の課程への「転籍」についても上の表の「転学」と同じ手続きが必要です。どちらの場合も、新しい学校でも就学支援金を受けようとお考えであれば、新しい学校への入学後に就学支援金の新規申請をしてください。そのときには、以前の学校から受け取った「受給資格消滅通知書」も提出してください。



そうなんです！保護者等の状況が変わったときは、変更の届出が必要です！

保護者等が……

○減少 ○増加 ○変更



「保護者等情報変更届出」をオンラインで申請
or
「収入状況届出書」を紙で学校に提出

申請の際は戸籍謄本や住民票は不要

手続きしないと……

申請の際に承知した「確認事項」に違反！



最悪の場合→遡って認定が取り消し、授業料を負担することに
不正な申請として3年以下の拘禁刑
又は100万円以下の罰金に
処されることも



Q8 両親が離婚。就学支援金が認定されていたら、何をすべき？

A

保護者等の状況に変更があった場合、速やかに変更の届出を！

	保護者等の人数・状況		変更が発生する原因の例
	変更前	変更後	
減 少	親権者 2名	親権者 1名	離婚、死別、 養子縁組の解消 など
増 加	親権者 1名	親権者 2名	離婚した実親同士が再婚、 ひとり親が再婚し、かつ、 再婚相手と生徒が養子縁組 など
変 更	保護者等 ○名	変更前とは 別の保護者等 1名又は2名	生徒が祖父母と養子縁組、 生徒が両親の下から 児童福祉施設等に入所 など

変更があったときは



「保護者等情報変更届出」をオンラインで申請
又は
「収入状況届出書」を紙で学校に提出



申請状況を確認しよう

申請状況の確認方法を説明するね

① e-shien にログイン



② 一番下までスクロール、「認定状況」を確認

申請名	審査状況
申請意向登録	登録済(意向あり)
受給資格認定申請	審査中

申請名	審査状況
申請意向登録	登録済(意向あり)
受給資格認定申請	(空白)

申請名	審査状況
申請意向登録	登録済(意向あり)
受給資格認定申請	(空白)



Q9 オンラインで申請したけど、完了できているか不安……

A

「認定状況」画面で申請状況を確認できます！

- ① e-shien にログインする。
- ② 一番下までスクロールして、「認定状況」を確認する。

※新規申請画面のイメージ

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	〇〇年×月△日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	〇〇年×月△日	受給資格認定申請	審査中	表示

意向登録が「登録済」、申請(又は届出)が「審査中」となっている場合は、手続きが完了しています。

○申請が完了していない例

▼ 意向登録しかできていない。申請(又は届出)の入力が必要

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	〇〇年×月△日	申請意向登録	登録済(意向あり)	

▼ 「審査中」の記載がない場合は、申請(又は届出)が最後まで完了していない

項番	申請日	申請名	審査状況	詳細
1	〇〇年×月△日	申請意向登録	登録済(意向あり)	
2	〇〇年×月△日	受給資格認定申請		表示



Q10 マイナンバーカードがないけどオンライン申請はできる？

A マイナンバーカードがなくてもオンライン申請できる！

		マイナンバーカード	メリット	デメリット
①	マイナポータル	必須	審査結果が早くわかる	・アプリとの連携でエラーが発生することがある ・毎年税額情報の取得作業を行う必要がある
②	マイナンバー入力	なくても可	・12桁の数字を入力するだけなので、申請が簡単 ・次回届出時に、再度マイナンバーを入力する必要がない(前回認定者のみ)	税情報を取得できなかった場合、対応を求める場合がある
③	紙で提出	なくても可		毎年学校へ証明書類を提出する必要がある

③の方法で申請する場合に提出する書類は以下のとおり

- ・マイナンバーのわかる書類(住民票、通知カードのコピーなど)
- ・税額情報のわかる書類(課税証明書など)
- ・生活保護受給証明書

マイナンバーカードを持っていない人は、
②又は③の方法で申請ができます



Q11 自宅にインターネット環境がない。 オンライン申請以外の申請方法は？

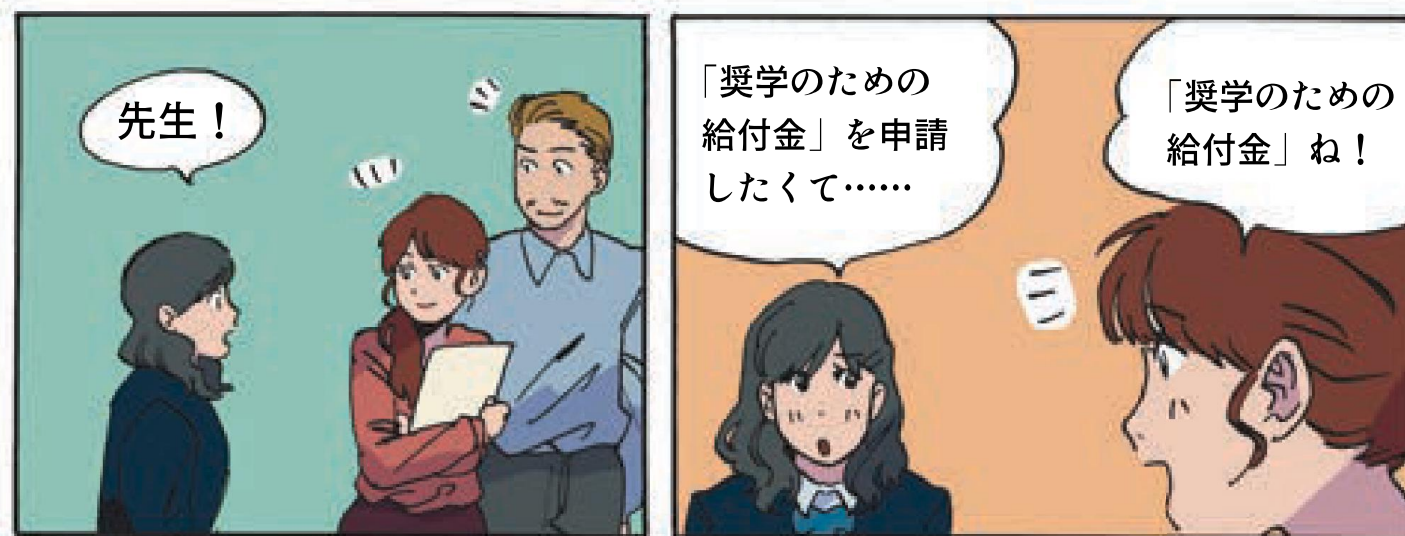
A 事情がある場合は紙でも申請可能。
学校事務室へご相談ください！

紙で申請する場合に必要な書類

	初回申請	継続届出
受給資格認定申請書	○	—
継続にあたっての確認票	—	○ ※2
保護者等全員分の マイナンバーのわかる書類	○ ※1	—

※1 入学後、一度提出したことがある場合は不要です
※2 記入内容により、追加の書類を求める場合があります

紙での申請をご希望の方は、お通いの
学校事務室にお問い合わせください！



Q12 「奨学のための給付金」はどんな人がもらえる？ 他府県の学校に在学していても申請できる？

A 基準日（7/1）現在、次の全てにあてはまる方が支給対象です！

- 生徒が国公立の高等学校等に在学していて、休学していない └ Q2のA「高等学校等」とは？を参照
- 生徒の保護者等が大阪府内に住所を有している └ Q3のA「保護者等」とは？を参照
- 保護者等全員の当年度の住民税の所得割額が非課税 or 基準日現在生活保護を受給している
- 生徒が就学支援金の受給資格を有している or 「学び直しへの支援」対象者

高等学校等を中途退学した者が再び高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給制度である36月（定時制・通信制では48月）を経過した後も最長12月（定時制・通信制では24月）まで継続して授業料を無償化する制度

保護者等全員の住民税の所得割額が非課税であることを確認できない方や、児童養護施設に入所している、又は里親に養育されている生徒は支給対象外です！

申請は、原則、生徒が在学する学校を通じて

大阪府教育庁施設財務課 奨学のための給付金担当

まで申請してください

保護者等が大阪府内にお住まいであれば、生徒の在学する学校の所在地が大阪府以外であっても上記の担当まで申請できます





①生活保護受給世帯の生徒 (生業扶助が措置されている)

全員提出！

- 奨学のための給付金受給申請書
- 通帳等のコピー
- 生活保護の受給証明書

＋必要に応じて……
◎生徒の在学証明書

②住民税の所得割額が非課税世帯の生徒

全員提出！

- 奨学のための給付金受給申請書
- 通帳等のコピー
- 住民税の所得割額が非課税であることを確認できる書類

＋必要に応じて……
◎生徒の在学証明書



Q13 「奨学のための給付金」の申請は 何が必要になる？

A

申請に必要な書類は
次のとおり！

①生活保護受給世帯の生徒 (生業扶助が措置されている)

全員提出！

- 奨学のための給付金受給申請書
- 通帳等のコピー
給付金を受け取るための口座のもの
- 生活保護の受給証明書
基準日以降に発行された証明書で、受給している扶助の種類が明記された原本に限る

＋必要に応じて……
◎生徒の在学証明書
(7/1 現在、在学していることを証明された原本に限る)

②住民税の所得割額が非課税世帯の生徒

全員提出！

- 奨学のための給付金受給申請書
- 通帳等のコピー
給付金を受け取るための口座のもの
- 住民税の所得割額が非課税であることを確認できる書類
〈例〉住民税の課税通知書(又は非課税証明書) 住民税特別徴収税額の決定通知書(納税義務者用)のコピー 住民税の納税通知書のコピー など

＋必要に応じて……
◎生徒の在学証明書
(7/1 現在、在学していることを証明された原本に限る)

○ー全員提出が必要なもの

◎ー生徒が在学する学校を介さずに直接、大阪府教育庁に申請する方のみ提出が必要なもの

課税証明書で、所得割額が0円だけど均等割額は0円ではない場合でも、道府県民税の所得割額と市町村民税の所得割額の合算額が非課税(0円)であれば申請できます！



奨学のための給付金 申請できる？できない？

その年度の基準日(7/1)時点で
在学しているかがポイントになる



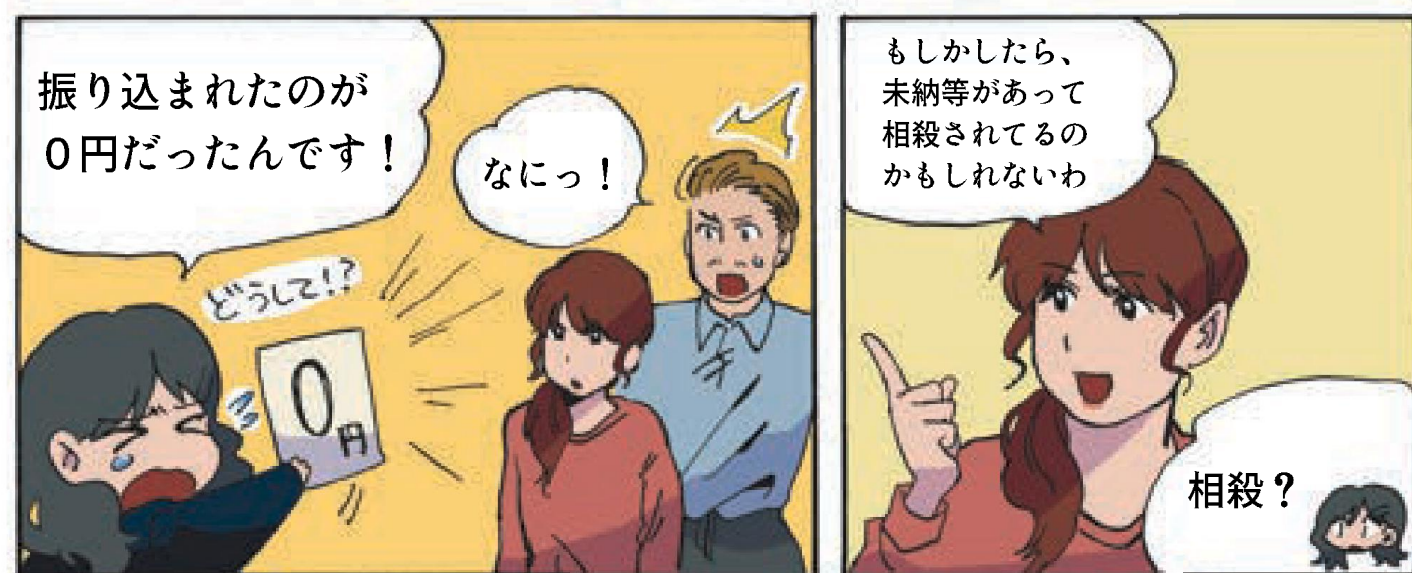
Q14 生徒が転学や退学していても 申請できるの？

A その年度の基準日(7/1)時点で
在学しているかどうかポイント！

転学・退学以外の場

事由の発生日 生徒の状況	その年度の 4/1～6/30の間	その年度の 7/1	その年度の 7/2以降
休学 (3ヶ月以上休む)	△ 7/1(基準日)時点で「休学」していなければ、申請可能 休学期間に7/1が含まれている場合は、その年度の3/1 までに復学していれば申請可能		
留学 (外国の学校に留学)	○	○	○
編入学又は転入学 (再入学又は転校など)	○	基準日までに「入学」し 在学中であれば申請可能	× (※)
復学 (休学から学校に戻る)	○	○	△ 3/2以降に 復学した場合 申請できない
帰学 (留学から学校に戻る)	○	○	○

- ：基準日時点で在学中のため申請可能
- ×：基準日時点で在学していないため申請できない
- (※)：基準日に前の学校に在学していた場合は
その学校で申請可能



授業料以外の学校徴収金に……
未納額や今後徴収予定の金額がある場合



Q15 「奨学のための給付金」の支給決定通知が来た！でも振込額0円！？

A 給付金の支給額は次のとおり。
未納等があれば相殺されることも！

生徒が在学する学校の 課程等 支給決定された区分	給付金額		
	全日制 又は 定時制	通信制	専攻科
生活保護受給世帯(生業扶助の措置あり)	32,000 円		—
道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額が 非課税の世帯	143,700 円	50,500 円	

「授業料以外の学校徴収金」とは次のようなもの

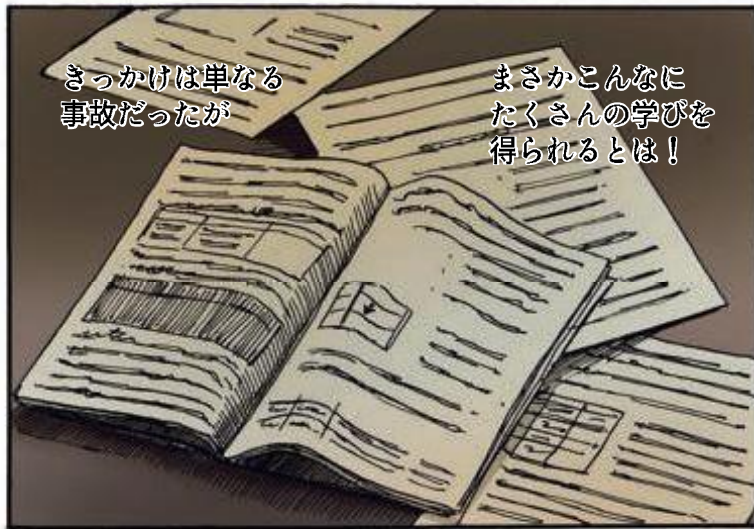
日本スポーツ振興センター共済掛金、修学旅行積立金、教科書費、教材費、制服や体操服などの被服費、学用品費、通学用品費、教科外活動費 など



よし



ここで学んだことを
やっとまとめられた……



さっかけは単なる
事故だったが

まさかこんなに
たくさんの学びを
得られるとは！



あとはこれを
どうやって
持ち帰るか

……



……て…
起きて…

もう、
帰るときが
来たのですよ







